

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○種畜証明書の書換え交付の通報 (畜産振興課)	1
○道路の区域変更 (5件) (道路課)	1
○道路の供用開始 ()	2
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
○高知海区漁業調整委員会委員選挙の当選人の住所及び氏名 (8・5 掲示)	2
◎告示 (その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正 (8・8 掲示)	3
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	3
○政治団体の解散の届出	4
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (情報政策課)	4

告 示

高知県告示第437号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11334950238 山霧 (全和 褐233)	種畜の飼養者の住所及び氏名の変	吾川郡いの町 筒井 英夫	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

牛 褐毛和種	更		
11231935215 夢千代 (全和 褐208)	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	室戸市 山下 皓平	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場
11240075377 桜嶺 (全和 褐109)	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	吾川郡いの町 筒井 英夫
11339683513 彦星 (全和 褐230)	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	室戸市 山下 皓平

高知県告示第438号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 夜須物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市夜須町羽尾字 カヂヤブ754番1から	前	3.3 }	39
	後	5.0	
香南市夜須町羽尾字 カヂヤブ751番まで	前	3.3 }	39
	後	5.1	

高知県告示第439号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下山越知
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡越知町越知字 谷屋敷甲1066番1から	前	4.3 }	66
	後	9.7	
高岡郡越知町越知字 七九甲1026番11まで	前	4.3 }	66
	後	11.2	

高知県告示第440号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷梶原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡梶原町下本村 644番から	前	4.3 }	228
	後	20.4	
高岡郡梶原町下本村 880番まで	前	7.7 }	223
	後	23.9	

高知県告示第441号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下ノ加江
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村成山字長田99番地先から土佐清水市下ノ加江字桑原口1524番まで	前	4.4 }	40
	後	12.7	
幡多郡三原村成山字長田99番地先から土佐清水市下ノ加江字桑原口3156番14まで	前	6.4 }	40
	後	31.5	

高知県告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町春遠字川原田1062番地先から幡多郡大月町春遠字川原田1056番地先まで	前	5.9 }	197
	後	12.3	
幡多郡大月町春遠字			

川原田1062番から幡多郡大月町春遠字川原田1056番地先まで	後	6.5 }	197
		29.0	

高知県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下ノ加江
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村成山字長田99番地先から土佐清水市下ノ加江字桑原口3156番14まで	40	平成28年8月12日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年8月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年8月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28	特定非	山下 香	土佐市	この法人は、障害のあ

年7月21日	営利活動法人地域福祉サポートあ・とむ	代子	蓮 池 1227番地4	る人や高齢者に対する相談事業や、福祉サービスに係わる人材の育成と資質の向上を図るとともに、福祉サービスに関係する調査研究や、関係機関・団体と連携し、地域啓発を図ることにより、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。
--------	--------------------	----	-------------	--

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第76号

平成28年8月3日に行った高知海区漁業調整委員会委員選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年8月5日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

住所	氏名
高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2537番地の1	柴 田 皓 司
高知県土佐清水市中央町1番4号	問 可 柁 善
高知県土佐清水市窪津575番地1	瀧 澤 満
高知県土佐清水市窪津459番地	畠 中 悠
高知県幡多郡大月町大字安満地161番地8	安 岡 栄 一
高知県安芸郡奈半利町乙1093番地1	木 下 清
高知県香南市赤岡町360番地2	志磨村 公 夫
高知県高知市長浜4392番地1	前 田 浩 志
高知県土佐市宇佐町宇佐36番地47	山 崎 國 光

高知県選挙管理委員会告示第77号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年8月8日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 1 病院の表中「山本病院」を「医療法人佐和恵会やまもと病院」に改める。
- 2 老人ホームの表中

「

土佐市立特別養護老人ホームとさの里	土佐市高岡町甲1792番地 2
-------------------	-----------------

」

を

「

土佐市立特別養護老人ホームとさの里	土佐市高岡町甲1792番地 2
社会福祉法人正晴会特別養護老人ホーム さくら	土佐市高岡町甲969番地 1

」

に、

「

特別養護老人ホームコスモスの里	高岡郡日高村沖名 1 番地
-----------------	---------------

」

を

「

特別養護老人ホームコスモスの里	高岡郡日高村沖名 1 番地
社会福祉法人土佐平成福祉会養護老人ホーム 静幸苑	高岡郡日高村本村442番地 2

」

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年8月12日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
足立としゆき 栲原町後援会	矢野 富夫	中越 哲臣	高岡郡栲原町 栲原1444番地 1	平28 ・ 6 ・ 14
沢山保太郎 後援会	澤山 保太郎	澤山 保太郎	安芸郡東洋町 河内40番地 1	平28 ・ 6 ・ 14
大月ふれあ いの会	佐々倉 清子	渡辺 るみ子	幡多郡大月町 柏島34	平28 ・ 6 ・ 16
溝渕孝後援 会	宮崎 義明	溝渕 尋香	安芸郡芸西村 和食甲1304ー 1	平28 ・ 6 ・ 20

高知県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成28年8月12日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県 不動産支部 （藤本 武志）	異動なし	新谷 欽 吏	異動なし	平28 ・ 6 ・ 22
新			西川 正		

			志		
旧	自由民主党高知 県宿毛市支部 (寺田 公一)	異動なし	異動なし	宿毛市中 央三丁目 2-10	平28 ・6 ・24
新				宿毛市高 砂29-39 -1	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	くろいわ之浩後 援会 (中島 康善)	異動なし	異動なし	安芸郡安 田町安田 1676番地	平28 ・5 ・29
新				安芸郡安 田町東島 24番地1	
旧	高知県宅建政治 連盟 (藤本 武志)	異動なし	新谷 欽 吏	異動なし	平28 ・6 ・6
新			西川 正 志		

高知県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成28年8月12日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
脇まさし梶原町後援会	新谷 章男	平28・5・29
防衛問題研究会高知市政治連盟	川上 剛男	平28・6・6

丸岡秀夫後援会	丸岡 秀夫	平28・6・15
---------	-------	----------

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成28年度県庁ネットワーク用機器（L3SW等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 3 落札者を決定した日
平成28年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 547,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成28年4月22日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年8月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
共通基盤次期庁内クラウド移行作業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県文化生活部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号
高知電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年8月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

- 5 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
随意契約に係る契約金額
34,452,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため